

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p><u>生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</u></p> <p>ホ <u>報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</u></p> <p>へ <u>適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</u></p> <p>③ <u>指定地域密着型特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</u></p> <p>イ <u>施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</u></p> <p>ロ <u>身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</u></p> <p>ハ <u>身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</u></p> <p>ニ <u>施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</u></p> <p>ホ <u>身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針</u></p> <p>へ <u>入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</u></p> <p>ト <u>その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</u></p> <p>④ <u>介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定地域密着型特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。</u></p> <p><u>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域密着型特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年 2 回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u></p> <p><u>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</u></p> <p>(6)～(12) (略)</p> <p>(13) 準用</p> <p>基準第 129 条の規定により、基準第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 28 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条第 1 項から第 4 項まで及び第 80 条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の(4)、(5)、(13)、(17)及び(23)から(25)まで、(27)、(28)、第 3 の二の二の 3 の(4)、(7)、(8)及び(9)の①から④まで並びに第 3 の四の 4 の(11)を参照されたい。<u>この場合において、準用される基準第 34 条第 1 項から第 4 項までの規定について、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1 年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととする。</u></p> <p>七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。また、本体施設とは、サテライト型居</p>	<p>(6)～(12) (略)</p> <p>(13) 準用</p> <p>基準第 129 条の規定により、基準第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 28 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条第 1 項から第 4 項まで及び第 80 条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の(4)、(5)、(13)、(17)及び(23)から(25)まで、(27)、(28)、第 3 の二の二の 3 の(4)、(7)、(8)及び(9)の①から④まで並びに第 3 の四の 4 の(11)を参照されたい。</p> <p>七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。また、本体施設とは、サテライト型居</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>住施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は病院若しくは診療所をいう。</p> <p>また、サテライト型居住施設を設置する場合、各都道府県が介護保険事業支援計画において定める必要利用定員総数（指定地域密着型介護老人福祉施設である本体施設にあっては、各市町村が介護保険事業計画において定める必要利用定員総数）の範囲内であれば、本体施設の定員を減らす必要はない。ただし、各都道府県では、同計画の中で、介護老人福祉施設を始めとする介護保険施設の個室・ユニット化の整備目標を定めていることを踏まえ、サテライト型居住施設の仕組みを活用しながら、本体施設を改修するなど、ユニット型施設の整備割合が高まっていくようにする取組が求められる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 人員に関する基準（基準第 131 条）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 栄養士（基準第 131 条第 8 項）</p> <p>サテライト型居住施設の栄養士については、本体施設（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は病床数 100 以上の病院に限る。）の栄養士によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 介護支援専門員</p> <p>介護支援専門員については、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。</p> <p>なお、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められないものである。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。</p> <p>また、サテライト型居住施設の介護支援専門員については、本体施設（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は病院（指定介護療養型医療施設に限る。）に限る。）の介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。（基準第 131 条第 8 項）</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>3 設備に関する基準（基準第 132 条）</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>住施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所をいう。</p> <p>また、サテライト型居住施設を設置する場合、各都道府県が介護保険事業支援計画において定める必要利用定員総数（指定地域密着型介護老人福祉施設である本体施設にあっては、各市町村が介護保険事業計画において定める必要利用定員総数）の範囲内であれば、本体施設の定員を減らす必要はない。ただし、各都道府県では、同計画の中で、介護老人福祉施設を始めとする介護保険施設の個室・ユニット化の整備目標を定めていることを踏まえ、サテライト型居住施設の仕組みを活用しながら、本体施設を改修するなど、ユニット型施設の整備割合が高まっていくようにする取組が求められる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 人員に関する基準（基準第 131 条）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 栄養士（基準第 131 条第 8 項）</p> <p>サテライト型居住施設の栄養士については、本体施設（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病床数 100 以上の病院に限る。）の栄養士によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 介護支援専門員</p> <p>介護支援専門員については、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。</p> <p>なお、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められないものである。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。</p> <p>また、サテライト型居住施設の介護支援専門員については、本体施設（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院（指定介護療養型医療施設に限る。）に限る。）の介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。（基準第 131 条第 8 項）</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>3 設備に関する基準（基準第 132 条）</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）

（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>(4) 療養病床転換による基準緩和の経過措置</p> <p>療養病床転換による設備に関する基準については、以下の基準の緩和を行うこととするので留意すること。</p> <p>① 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</p> <p>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者一人当たり 1 平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40 平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。また、当該転換を行って開設する指定地域密着型介護老人福祉施設がサテライト型居住施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとする。（附則第 14 条）</p> <p>② 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</p> <p>一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。（附則第 15 条）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>③ 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和</p> <p>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2 メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6 メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（附則第 16 条）</p> <p>4 運営に関する基準</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針</p> <p>① 基準第 137 条第 3 項に規定する処遇上必要な事項とは、地域密着型施設サービス計画の目標及び内容並びに行事及び日課等も含むものである。</p> <p>② 同条第 4 項及び第 5 項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊</p>	<p>(4) 療養病床転換による基準緩和の経過措置</p> <p>療養病床転換による設備に関する基準については、以下の基準の緩和を行うこととするので留意すること。</p> <p>① 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</p> <p>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者一人当たり 1 平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40 平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。また、当該転換を行って開設する指定地域密着型介護老人福祉施設がサテライト型居住施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとする。（附則第 14 条）</p> <p>② 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</p> <p>一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。（附則第 15 条）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>③ 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和</p> <p>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2 メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6 メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（附則第 16 条）</p> <p>4 運営に関する基準</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針</p> <p>① 基準第 137 条第 3 項に規定する処遇上必要な事項とは、地域密着型施設サービス計画の目標及び内容並びに行事及び日課等も含むものである。</p> <p>② 同条第 4 項及び第 5 項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準第 156 条第 2 項の規定に基づき、当該記録は、2 年間保存しなければならない。</p> <p>③ <u>同条第 6 項第 1 号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</u></p> <p><u>なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営推進会議又は事故防止委員会及び感染対策委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。</u></p> <p><u>指定地域密着型介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</u></p> <p><u>具体的には、次のようなことを想定している。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</u></p> <p><u>ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</u></p> <p><u>ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。</u></p> <p><u>ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</u></p> <p><u>ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</u></p> <p><u>ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</u></p> <p>④ <u>指定地域密着型介護老人福祉施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</u></p> <p><u>イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</u></p> <p><u>ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</u></p> <p><u>ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</u></p> <p><u>ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</u></p> <p><u>ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</u></p> <p><u>ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</u></p> <p><u>ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</u></p>	<p>急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準第 156 条第 2 項の規定に基づき、当該記録は、2 年間保存しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）

（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>⑤ <u>介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。</u></p> <p><u>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年 2 回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u></p> <p><u>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</u></p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>緊急時等の対応（基準第 145 条の 2）</u></p> <p><u>基準第 145 条の 2 は、入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対してあらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付けるものである。対応方針に定める規定としては、例えば、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等があげられる。</u></p> <p>(14)～(22) (略)</p> <p>(23) <u>準用</u></p> <p><u>基準第 157 条の規定により、基準第 3 条の 7、第 3 条の 8、第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32、第 3 条の 34、第 3 条の 36、第 3 条の 39、第 28 条、第 32 条及び第 34 条第 1 項から第 4 項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設に準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の(1)、(2)、(4)、(5)、(13)、(17)、(25)及び(28)並びに第 3 の二の二の 3 の(4)、(7)及び(9)の①から④までを参照されたい。この場合において、<u>準用される基準第 34 条第 1 項から第 4 項までの規定について、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1 年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととする。</u></u></p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>設備に関する要件（基準第 160 条）</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 居室（第 1 号イ）</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 居室の床面積等</p> <p><u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。</u></p> <p>(イ) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(13)～(21) (略)</p> <p>(22) <u>準用</u></p> <p><u>基準第 157 条の規定により、基準第 3 条の 7、第 3 条の 8、第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32、第 3 条の 34、第 3 条の 36、第 3 条の 39、第 28 条、第 32 条及び第 34 条第 1 項から第 4 項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設に準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の(1)、(2)、(4)、(5)、(13)、(17)、(25)及び(28)並びに第 3 の二の二の 3 の(4)、(7)及び(9)の①から④までを参照されたい。</u></p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>設備に関する要件（基準第 160 条）</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 居室（第 1 号イ）</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 居室の床面積等</p> <p><u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。</u></p> <p>(イ) (略)</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）

（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>(ロ) <u>ユニット型個室的多床室</u></p> <p>ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65 平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。</p> <p>居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても<u>個室的多床室</u>としては認められない。</p> <p>また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、<u>個室的多床室</u>としては認められないものである。</p> <p>入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に 2 人部屋とするときは 21.3 平方メートル以上とすること。</p> <p>なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、<u>ユニット型個室</u>に分類される。</p> <p>⑤～⑨ （略）</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>(6) 食事</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における食事については、前記の①及び②によるほか、<u>第 3 の七の 4 の (7) の ① から ⑦ までを準用する。</u></p> <p>(7)～(9) （略）</p> <p>(10) 準用</p> <p>基準第 169 条の規定により、基準第 3 条の 7、第 3 条の 8、第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32、第 3 条の 34、第 3 条の 36、第 3 条の 39、第 28 条、第 32 条、第 34 条第 1 項から第 4 項まで、第 133 条から第 135 条まで、第 138 条、第 141 条、第 143 条から第 147 条まで及び第 151 条から第 156 条までの規定は、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の (1)、(2)、(4)、(5)、(13)、(17)、(25) 及び (28) 並びに第 3 の二の二の 3 の (4)、(7) 及び (9) の ① から ④ までを参照されたい。この場合において、準用される基準第 34 条第 1 項から第 4 項までの規定について、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、<u>合同で開催する回数が、1 年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととすること。</u></u></p>	<p>(ロ) <u>ユニット型準個室</u></p> <p>ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65 平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。</p> <p>居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても<u>準個室</u>としては認められない。</p> <p>また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、<u>準個室</u>としては認められないものである。</p> <p>入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に 2 人部屋とするときは 21.3 平方メートル以上とすること。</p> <p>なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、<u>ユニット型個室</u>に分類される。</p> <p>⑤～⑨ （略）</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>(6) 食事</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における食事については、前記の①及び②によるほか、<u>第 3 の六の 4 の (7) の ① から ⑦ までを準用する。</u></p> <p>(7)～(9) （略）</p> <p>(10) 準用</p> <p>基準第 169 条の規定により、基準第 3 条の 7、第 3 条の 8、第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32、第 3 条の 34、第 3 条の 36、第 3 条の 39、第 28 条、第 32 条、第 34 条第 1 項から第 4 項まで、第 133 条から第 135 条まで、第 138 条、第 141 条、第 143 条から第 147 条まで及び第 151 条から第 156 条までの規定は、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の (1)、(2)、(4)、(5)、(13)、(17)、(25) 及び (28) 並びに第 3 の二の二の 3 の (4)、(7) 及び (9) の ① から ④ までを参照されたい。</u></p>